

Ⅲ 農地・農業用施設被災への対応と課題

1 災害復旧対応への支援

(1) 時系列での対応経過

*：国会議員、県議に被災現場を案内

- H23. 7. 29(金) 警戒配備で2名庁舎に泊り込み
7. 30(土) 刈谷田川右岸排水機場で土のう積み(6:00~10:00) 8名
7. 30(土) 警戒配備で2名庁舎に泊り込み
7. 31(日) 平野防災大臣現地視察*
8. 3(水) 自民党県選出国會議員・県議會議員現地視察*
8. 5(金) 自民党新潟県支部連合会現地視察*
8. 5(金) 農林水産省現地視察*
8. 6(土) 三条市の被害調査支援(～8.15までの8日間 延べ62班)
8. 7(日) 民主党岡田幹事長現地視察*
8. 30(火) 三条市の査定設計書作成・査定支援(～12.16)
三条農業振興部と新津、新潟、巻、新発田農業(農林・農村)振興部が
三条市を支援
9. 2(金) 県議会総合交通・防災特別委員会現地視察*
10. 3(月) 災害査定(～12.16 第11次査定～第20次査定 延べ14班)
H24. 2. 1(水) 三条市の災害復旧の発注業務支援(～2.16)
近接する復旧工事(査定件数) 145件を 38件の発注設計書として作成

(2) 支援体制整備と支援の状況

ア 三条市への被害調査の支援

8月6日～8月15日まで延べ62班 112人

内訳 三条農業振興部 51人、 県庁・他地域振興局 50人

県土地改良事業団体連合会 11人

被害調査は4名体制/班(地元区長、県2人、三条市1人)で実施した。

調査内容は目視による被災箇所の位置、規模(写真撮影)、概算被害額等を把握した。

イ 査定設計書作成と査定

早期復旧を図るため、8月30日から新潟地域振興局(新潟、巻、新津農業振興部)の応援を得て現地調査・測量、査定設計書作成支援を開始した。

測量に当たっては、人員不足を補うためNPO法人にいがた水土里支援センターの支援を得た。なお、今回は標準断面方式により測量、積算の査定設計書を作成し、また3,000万円未満は机上査定で行うなど、災害査定 of 簡素化、効率化により短期間で終わられた。

10月3日～12月16日の災害査定(11次査定～20次査定)延べ14班

三条市の農地・農業用施設 査定申請件数 666件

【内訳】 県が査定設計書を作成	376件
コンサルタントが測量・設計を実施(積算は県が支援)	209件
三条市が設計書作成	81件

ウ 災害復旧工事発注業務支援

早期発注により、可能な限り平成24年春の作付けに間に合わせるため、1月31日から三条市の災害復旧工事の発注設計書作成業務の支援を行った。内容は査定箇所ベースで145箇所（発注 設計書38件）の設計書作成を行った。

農地・農業用施設 災害査定結果

市町村	農地被災箇所数	ため池被害箇所数	頭首工被害箇所数	用排水路被害箇所数	揚排水機場被害	橋梁被害箇所数	農道被害箇所数	被害箇所数計
三条市	281	10	11	267	16	3	78	666
加茂市	1			3				4
田上町				1	1			2
長岡市 (旧中之島町)					1			1
見附市					1			1
計	282	10	11	271	19	3	78	674



【測量作業の状況】 三条市落合



三条市遅場



【現地査定の状況】

三条市森町

2 復旧・復興の状況

(1) 復旧状況

ア 応急対応

水害が発生した7月下旬は、水田への継続的な用水供給が必要な時期であったことから、被災した揚水機場や幹線用水路等は査定前着工で対応した。

また、翌春まで復旧できない幹線用水路については、平成25年の作付けのために応急仮設ポンプ設置等の対応を行った。

【応急仮設ポンプによる用水対応】



三条市院内



田上町曾根



三条市牛野尾

イ 復旧状況

現地調査から災害査定までを年内に完了させ、可能な限りの工事発注を行った。

その後、豪雪の影響で工事着手が多少遅れたものの、復旧工事は平成24年5月下旬から本格的に始まった。

営農指導においては、田植えの晩限を6月10日とし、実証圃の設置、技術情報の提供などきめ細やかな指導を実施した。

その結果、復旧した水田では水稲が順調に生育し、晩植えとなった地域では収穫量がやや低下したが品質は平年並みとなり、通常植えの地域ではほぼ平年並みの収量・品質が確保された。引き続き平成25年の作付けに向けて復旧工事を進めている。

【雪解け後の工事着手】



【農地災害：堆積土砂の排除（三条市井戸場）】



【着手前】



【竣工】



【順調に生育する水稲】

【農地災害：堆積土砂の排除（三条市曲谷）】



【着手前】

【竣工】

【農業用施設災害：水路復旧（三条市大谷地）】



【着手前】

【竣工】

【農業用施設災害：水路復旧（三条市曲谷）】



【着手前】

【竣工】

(2) 復旧への課題

ア 管内の状況

被害件数が多かったことから、災害査定の簡素化、効率化のため標準断面方式で災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成した。しかし、そのため実施により多くの事業計画の変更（重要変更）処理が必要となった。

また、五十嵐川、鹿熊川等河川に沿って農地・農業用施設が被災しているため引堤による用地買収が必要な箇所の調整、河川災害との工程調整が必要となっている。

イ 発注状況

（平成24年12月末時点）

事業主体	農地			農業用施設			計		
	申請	発注済	発注率	申請	発注済	発注率	申請	発注済	発注率
三条市	281	272	96.8%	385	365	94.8%	666	637	95.6%
加茂市	1	1	100%	3	3	100%	4	4	100%
田上町				2	2	100%	2	2	100%
中之島土地改良区				1	1	100%	1	1	100%
刈谷田川土地改良区				1	1	100%	1	1	100%
計	282	273	96.8%	392	372	94.9%	674	645	95.7%

ウ 工事進捗状況

（平成24年12月末時点）

事業主体	農地			農業用施設			計		
	発注済	完了	進捗率	発注済	完了	進捗率	発注済	完了	進捗率
三条市	269	146	53.7%	365	184	50.4%	637	330	51.8%
加茂市	1	1	100%	3	3	100%	4	4	100%
田上町				2	2	100%	2	2	100%
中之島土地改良区				1	1	100%	1	1	100%
刈谷田川土地改良区				1	1	100%	1	1	100%
計	270	147	54.4%	372	191	51.3%	645	338	52.4%

3 反省点と今後の課題

(1) 対応における反省点

ア 情報収集・共有

被害が広範囲であったことから、被害状況が市町村等から迅速に伝達されず、当部職員でも現地調査を行ったが、管内全体の被害状況の把握が遅れることとなった。

イ 災害の備え

過去の災害経験が生かされていない。
災害は滅多に起こらないものと考えている。

ウ 関係機関との連携・調整

三条市への支援において、作業量・作業期間を把握出来なかった。
市町村がどのような対応を考えていたのか把握出来なかった。

エ 農地・農業用施設の災害査定対応

進捗状況把握と作業上の問題点等を話し合う場が必要であった。
県職員の災害査定に至る知識が十分でなかった。
コンサルタントとの棲み分けが曖昧であった。
全体の作業量が分からないまま作業を進めてしまった。
部の支援方針が明確でなかった。
スケジュールが明確でなかった。
全県下で人員確保に努める必要があった。

オ 健康管理

特定の職員に作業が集中した。
職場全体で業務量に偏りが無いよう、公平に取り組む配慮が必要であった。
管理職の負担が大きかった。

(2) 今後への課題

ア 県、市町村、土地改良区で災害発生時の対応について詳細に打ち合わせをしておくことが必要である。

イ 人員が不足の中、大規模災害発生時においては、人員を早急に確保すべく、常時においても主管課へ働きかけておくことが必要である。

ウ 県、市町村、土地改良区、コンサルタント等を対象とした、災害復旧技術向上のための研修会や勉強会が必要である。

4 水害への備え

(1) 平時の準備

ア 初動体制の周知

- (ア) 年度当初に、職員に対する初動対応を周知する。
- (イ) 指定登庁職員の決定と、職員への周知を行う。
- (ウ) 登庁職員の伝達訓練（携帯電話、メール、etc）

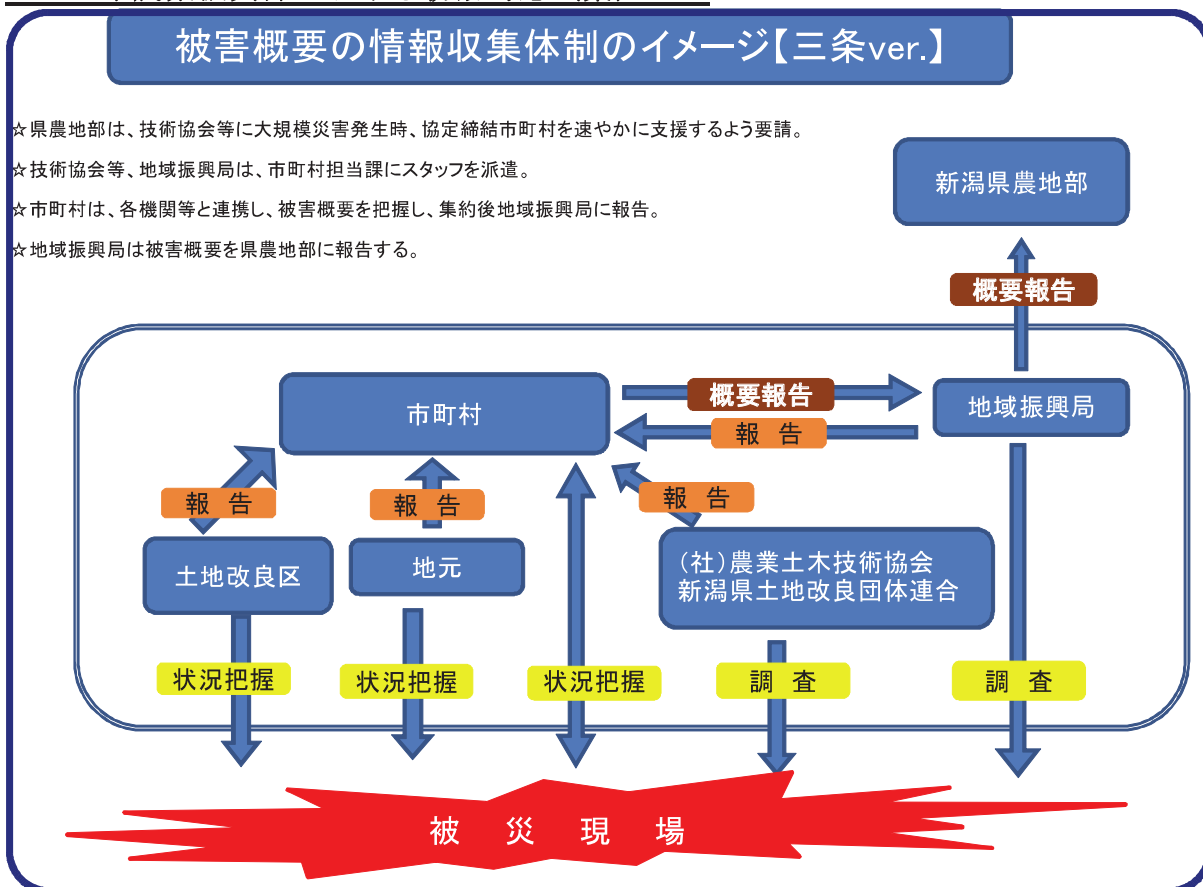
イ 点検施設の確認と災害対応の訓練

- (ア) 点検施設を事前に確認する。
- (イ) 刈谷田川右岸排水機場の土のう積み訓練を実施する。

ウ 関係機関との連絡体制の確認

- (ア) 市町、土地改良区等、関係機関との連絡体制を確認する。
- (イ) 被害概要の情報収集体制を確立する。

**** 三条農業振興部における初動対応（案） ****



エ 応急ポンプの確認

農地部農地建設課が所有する応急ポンプの貸し出し、利用手続きを確認する。

オ 災害復旧技術向上の取り組み

農地・農業用施設災害復旧事業、応急工事、災害査定等の災害復旧の技術向上のための研修会を実施する。

(2) 水害発生時の対応

ア 勤務時間内の対応

(ア) 職員の安否確認

外出中の場合は、各人が副部長または課長へ自ら連絡（電話またはメール等）する。

連絡後は、速やかに業務を中止し、帰庁する。

渋滞等により帰庁に時間を要する場合は、定期報告を1時間毎に行う。

外出者から連絡がない場合は、課長から課員へ連絡を取る。

(イ) 指示系統

部長または副部長の指示に従う。

イ 勤務時間外の対応

(ア) 警戒配備体制

指定登庁職員は、登庁基準に基づき、副部長（技術）に指示を仰ぎ登庁する。

<登庁後の対応>

警戒配備についての旨、農地部連絡指令者（農地管理課課長補佐）へ報告する。

インターネットや地域整備部の情報等で降雨の情報収集を行う。また、降雨が続く場合、副部長（技術）に連絡する。（第1次配備体制への移行）

(イ) 災害配備体制

○第1次配備体制

次の①または②のルートにより、配備職員は登庁する。

①警備員または地域連絡指令者からのルート

伝達表に基づき、副部長（総務）から第1次配備体制の職員への連絡により配備職員は登庁する。

②指定登庁職員からのルート

指定登庁職員は執務室において情報収集を行い、第1次配備基準と想定された場合は、副部長（技術）へ連絡する。

副部長は第1次配備体制と判断した場合、第1次配備職員を招集。

○第2、3次配備体制

配備基準により第2、3次配備体制と判断（部長判断）された場合は、連絡網に基づき登庁職員を招集する。

<登庁後の対応>

○情報収集

管内市町、土地改良区の被害状況等を確認する。（農村計画課）

※被害状況が市町から迅速に伝達されない場合、当部職員による現地調査の実施の指示を副部長（技術）に仰ぐ。

工事実施中の工事現場の状況を確認する。（農村整備課）

○被害報告

県庁担当課（係）からの依頼により、状況を報告する。

(3) 刈谷田川右岸排水機場の対応

ア 洪水警戒体制

管理受託団体（刈谷田川土地改良区）は、基準に基づき警戒配備体制につき、その旨を農業振興部（農村振興）に報告する。

その後の気象、水象、作業状況その他必要事項について、配備解除までの間農業振興部（農村振興）に報告する。

イ 洪水警戒配備

<対応>

農村振興（農村計画課）は、必要に応じ現場に赴き、状況確認、応急対策等の指示を行う。

<報告>

警戒配備についてこと及び状況を、農地建設課施設管理係に報告。併せて、三条市に警戒配備について旨連絡し、情報収集に当たる。

必要に応じ、緊急連絡システムにより関係機関に連絡等を行う。